

お客さま各位

オリックス生命保険株式会社

「平成28年熊本地震」に関する特別取扱いについて

このたびの「平成28年熊本地震」でお亡くなりになられた方々には、心よりお悔やみ申し上げますとともに、被害に遭われた皆さまには、謹んでお見舞い申し上げます。熊本県の日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

弊社では、災害救助法適用地域におけるご契約者さまに対して、下記のとおり特別なお取扱いを実施いたします。

記

1. 保険料払込猶予期間の延長お申し出により、保険料の払込みについて、猶予期間を最長で6カ月間（**2016年10月31日まで**）延長いたします。

また、保険料の払込みができずに失効するご契約について、お申し出がなくても保険料の払込みを猶予する期間を2016年10月31日まで延長いたします。

2. 保険金・給付金、契約者貸付金の簡易迅速なお支払い保険金・給付金、契約者貸付金のお手続きの際、お申し出により必要書類の一部を省略する場合もございますのでご相談ください。

3. 契約者貸付について、以下のお取扱いをさせていただきます。
なお、契約者貸付については電話からのお申込みが可能になりました。

【新規契約者貸付に対する特別金利の適用（利息の減免）】

対象のご契約	災害救助法適用地域* ¹ において被害に遭われたご契約者さまがご加入の個人保険（ただし、解約払戻金のない商品など対象外契約は除く* ² ）。
適用金利	年利 0.00%* ³
契約者貸付金額の上限	なし（ただし、約款規定の範囲内とする）
特別金利適用期間	2016年10月31日まで （地震が発生した2016年4月14日に遡及して適用）
受付期間	2016年6月30日まで

*¹災害救助法適用地域についてはこちらをご覧ください。

<http://www.seiho.or.jp/info/category/news/disaster>

*²詳細につきましては、クライアントサービスセンターまでお問合せください。

*³追加貸付については所定の金利が適用となります。

4. 入院給付金のお支払について、以下のお取扱いをさせていただきます。

◆被災により疾病や傷害などを発症したものの、病院の事情によりただちに入院することができず、臨時施設等で医師の治療を受け、その後入院された場合は発症日から入院したものとみなして入院給付金をお支払いします。

◆以下の場合、本来必要であった入院期間について医師の証明書をご提出いただくことで、入院していたものとみなして入院給付金をお支払いします。

(a)病院の事情により退院が早まり、その後臨時施設等で治療を受けた場合

(b)病院の事情により入院することができず、臨時施設等で治療を受けた場合

5. 契約者貸付を受けられているご契約や保険料の自動振替貸付がすでに適用になっているご契約で、貸付金の返済が困難なお客さまへは、お申し出いただくことで最長で6ヵ月ご契約を失効させないお取扱いをいたします。

以 上

<お問合せ先>

オリックス生命の商品にご加入いただいているお客さま

オリックス生命保険株式会社
カスタマーサービスセンター

0120-506-094

<受付時間>月曜～土曜 9:00～18:00

(日・祝日・年末年始を除く)

お客さま相談窓口

0120-227-780

<受付時間>月曜～金曜 9:00～17:00

(土・日・祝日・年末年始を除く)

旧ハートフォード生命の商品にご加入いただいているお客さま

オリックス生命保険株式会社
クライアントサービスセンター

0120-167-810

<受付時間>月曜～金曜 9:00～17:00

(土・日・祝日・年末年始を除く)